

居所情報登録申請

平成27年10月5日からマイナンバー制度が開始します。

10月以降に**住民票の住所地に自分の「マイナンバー」が通知されます**ので、住民票の住所と異なるところに住んでいる場合は早目に住民票の異動をしておく必要があります。

しかし、「東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方」や「DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方」や「一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方」などは、**居所情報登録申請をすることによって登録した居所にて「マイナンバー」通知を受け取ることができます。**

【居所情報登録申請】

◆申請を行うことができる者

登録対象者、その法定代理人・任意代理人

◆申請の方法

居所情報登録申請書に必要事項を記載する

※申請書は、市区町村、総務省のホームページ、相談機関等で入手できます。

◆添付書類

- ①居所情報登録を行う者の本人確認書類（運転免許証など）
- ②居所情報登録を行う者が居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書など）
- ③代理人の代理権を証明する書類（委任状など）、代理人の本人確認書類（運転免許証など）

◆申請場所

住民票のある市区町村に持参又は郵送

◆登録期間

平成27年8月24日（月）～9月25日（金）（持参又は必着）

（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

